

# 東浦町公式 SNS アカウント運用方針

令和6年10月1日

## 1 目的

本運用方針は、東浦町公式 SNS アカウントの運用に関する事項について定めるものです。

## 2 基本方針

町が実施する事業やイベント情報などを本アカウントにてタイムリーに発信し、より多くの方に情報を受け取っていただくことを目的としています。また、本アカウントは専ら情報発信を行うものとし、利用者からのメッセージに対して個別に対応することはありません。

## 3 アカウント情報

### (1) 東浦町公式 X アカウント

#### ア アカウント名

愛知県東浦町 (@higashiura\_town)

#### イ URL

[https://x.com/higashiura\\_town](https://x.com/higashiura_town)

#### ウ 運用管理責任者

企画政策部住民自治課長

#### エ 運用者

企画政策部住民自治課広聴広報係職員

#### オ 発信内容

(ア) 町が実施する事業の情報

(イ) 防災情報

(ウ) その他、運用管理責任者が適当と認める情報

### (2) 東浦町公式 LINE アカウント

#### ア アカウント名

東浦町役場 (@higashiura\_aichi)

#### イ ID

@higashiura\_aichi

#### ウ 運用管理責任者

企画政策部住民自治課長

#### エ 運用者

町職員

#### オ 発信内容

(ア) 町が実施する事業の情報

(イ) 防災情報

(ウ) その他、運用管理責任者が適当と認める情報

#### 4 禁止事項

本アカウントに対して、以下のような行為はご遠慮ください。利用者の行為が以下のいずれかに該当する場合、利用者に断りなく、投稿の全部または一部を削除する場合があります。

- (1) 法令等に違反するものまたは違反するおそれがある行為
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷する行為
- (3) 政治、宗教活動を目的とする行為
- (4) 公序良俗に反する行為
- (5) 犯罪行為を助長する行為
- (6) 著作権、商標権、肖像権など本町または第三者の知的財産権を侵害する行為
- (7) 人権、思想、信条などの差別または差別を助長させる行為
- (8) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とする行為
- (9) 虚偽または事実と異なる内容及び風評や風評を助長させる行為
- (10) 本人の承諾なく個人情報を開示・漏えいするなどのプライバシーを侵害する行為
- (11) 有害なプログラムなどを送信する行為
- (12) その他、運用管理責任者が不適切と判断した行為

#### 5 免責事項

- (1) 本町は、本アカウントに掲載する情報の正確性、完全性、有用性などを完全に保証するものではありません。
- (2) 本町は、利用者が本アカウントの発信内容を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 本町は、本アカウントに関連して生じた利用者間のトラブルまたはその被った損害について、一切の責任を負いません。
- (4) 上記の他、本町は本アカウントに関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (5) 本町は、本アカウントの発信内容について、予告なく削除する場合があります。
- (6) XはX Corpが、LINEはLINEヤフー株式会社が管理・運営するソーシャル・ネットワークサービスです。仕様、動作などについて、本町は一切の責任を負いません。
- (7) 本町は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し、または運用を中止する場合があります。

#### 6 個人情報の取り扱い

本アカウントの運用により利用者から個人情報を収集する場合は、個人情報の保護に関する法律に従い、適切に取り扱います。

#### 7 知的財産権

発信内容（写真やイラストなど）に関する知的財産権は、町または正当な権利を

有する者に帰属し、これらが無断で複製・転載することはできません。ただし、「私的使用のための複製」や「引用」などが著作権法上認められた場合や、「シェア」「リポスト」機能を使用するなど転載の対象となる内容を改編せず、出所を明記する場合を除きます。